

野田市救急業務実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 5 月 1 4 日

野田市消防長 須田 光浩

野田市消防本部訓令第 3 号

野田市救急業務実施規程の一部を改正する訓令

野田市救急業務実施規程（平成 7 年野田市消防本部訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条を次のように改める。

第 2 7 条 削除

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。